

調布市立杉森小学校 PTA

会 則



★この会則は、卒業まで大切に保管して下さい

令和7年5月改定

第一章 名称及び事務所

- 第1条
1. 本会則は昭和54年4月1日よりこれを実施する。
 2. この会は調布市立杉森小学校 PTA と称し、事務所を同校内(東京都調布市染地2丁目25-4)におく。(以下この会とは杉森小 PTA とする。)

第二章 目的及び活動

- 第2条
- この会は保護者と教職員が協力して、学校と家庭と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的する。

- 第3条
- この会の目的を達成するために、次の活動をおこなう。

1. 教育に対する理解を深めるために学習し、実践する。
2. 会員相互の親睦と教養を深めるための活動をする。
3. 必要に応じて※(1)他の団体や機関と協力する。

※(1)・調布市公立学校 PTA 連合会

・杉森小学校学校開放運営委員会

・調布市健全育成推進杉森地区委員会 ほか諸団体

第三章 方 針

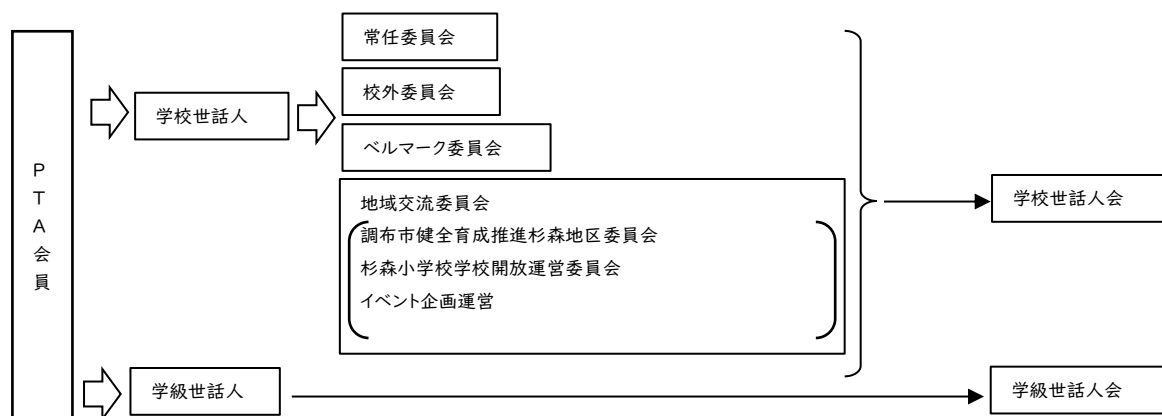
- 第4条
1. この会は学級に基礎をおき、その意見をもとに民主的に運営する。
 2. この会は保護者と教職員との和を第一とし、経済的・宗教的及び営利を目的とする行為は行わない。

第四章 組 織

- 第5条
- PTA 会員

1. 学級の全ての会員で構成する。
2. 学級活動に関して、必要なことを審議し決定する。
3. PTA 会員の声を世話人会に反映させる。

組織図



第五章 世 話 人

- 第 6 条
1. 世話人は、各学級より学校世話人・学級世話人が立候補または推薦により選出される。
欠員が生じた場合は補充する。
 2. 各世話人は、総会で決められた活動を具体的に実行する。

第 7 条 学校世話人

1. 常任委員会または各委員会に所属し、PTA 活動及び地域との交流をもつ。
2. 学校世話人会を招集する。

◎常任委員会

この会の常任委員は次の通りである。

会長 1 名(P1) 副会長 4 名(P3、T1)

書記 4 名(P3 以上) 会計 3 名(P2、T1)

(以下 P は保護者、T は教職員を指す。)

1. 常任委員は学級の中より、立候補及び推薦により選出された学校世話人の中から選ぶ。
2. 常任委員は他の委員・会計監査を兼ねることはできない。
3. 常任委員は次の職務を行う。
 - 会長
 - ①この会を代表し会務を総括する。
 - ②総会・世話人会を招集し主催する。
 - ③この会の財産を管理する。
 - 副会長
 - ①会長を補佐し、場合によってはその職務を代行する。
 - ②学級世話人と各委員会を統括する。
 - 書記
 - ①この会の記録及び印刷物の作成・発行を行う。
 - ②総会資料を作成する。
 - 会計
 - ①総会で決定した予算に基づいて一切の会計業務を処理する。
 - ②総会において、監査を経た決算報告をする。
4. 任期は1年。再任は妨げない。ただし常任委員としての最長連続年数は4年とする。
それ以上の再任は、理由を明らかにし総会にて審議し決定する。

◎校外委員会

児童の校外活動の安全につとめる。

◎ベルマーク委員会

児童の教育環境を整えるためにベルマークの集計作業などの仕事をする。

◎地域交流委員会

1. 調布市健全育成推進杉森地区委員会

青少年関係機関及び青少年関係団体と連携し、地域における健全育成事業を推進する。

2. 杉森小学校学校開放運営委員会

学校施設を開放し、住民の親睦と健康増進をはかり、生涯教育の発展を目指す。

3. イベント企画運営

会員の教養を高め、相互の親睦を図るための企画・運営をする。

第8条

学級世話人

1. 学級を円滑に運営するために、必要なことを審判し決定する。

2. 学級の声を世話人会に反映させる。

3. 招集された学級世話人会に参加する。

4. 活動に関しての経費は、PTA 会費により補助する。

第六章 総会

第9条

1. 総会は、全会員によって構成され、この会の最高議決機関である。

2. 総会には、定期総会と臨時総会があり、会長が招集する。議長はその都度会員の中から選任される。

3. 定期総会は、毎年1回を定例とする。

4. 臨時総会は、会員の1/3以上の請求があった時、または世話人会で必要と認めた時に開催する。

5. 総会審議は、書面によるものとする。但し、会員の出席が必要と認めたときは集会形式とする。

6. 総会は、会員の1/2以上の議決権行使書の提出または、出席があった場合に成立する。

7. 総会では、次の事項を承認及び議決をする。

・活動報告及び決算の承認

・活動方針及び予算

・世話人の承認

・会計監査の選出

・その他

第七章 会 費

第10条

1. 会員は杉森小学校児童の保護者またはそれに代わる者、及び教員をもって構成され会計細則第2条に基づき会費を納める。議決権は一世帯一個とし、会費は一世帯一口とする。
2. 年度途中の転入者(1・2学期のみ)は会費を納めるものとし、転出者については返金しない。

第八章 会 計

第11条

この会に必要な経費は会費をもってこれにあてる。

第12条

この会の会計は総会で認められた予算に基づいて行われ、決算は会計監査を経て会員に報告する。

第13条

会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第九章 会 計 監 査

第14条

1. この会を監査する為の3名の会計監査(P2・T1)をおく。
2. 会計監査は総会において選出される。
3. 総会において監査の結果を会員に報告する。

第十章 そ の 他

第15条

会則の変更は総会でおこなう。

第16条

同好会をつくることができる。(自主運営を基本とする。対外的活動費については考慮する。)

第17条

安全なPTA活動ができかねる想定外の事態が発生、または発生する可能性があるときには、常任委員会の判断により、予算の範囲内で臨時の体制でPTA活動を運営することができる。

付 則

本会は昭和54年4月1日よりこれを実施する。

- 〃 昭和62年4月1日一部変更し実施する。
- 〃 平成3年4月1日一部変更し実施する。
- 〃 平成11年4月1日一部変更し1年間試行期間とする。(組織の変更)
- 〃 平成12年4月1日一部変更し実施する。
- 〃 平成15年5月8日一部変更し実施する。(常任任期・PTA 会費)
- 〃 平成22年5月14日一部変更し実施する。
- 〃 平成24年5月10日一部変更し実施する。(運営委員・PTA 会費)
- 〃 平成26年5月12日一部変更し実施する。
- 〃 平成28年5月12日一部変更し実施する。
- 〃 令和4年5月9日一部変更し実施する。
- 〃 令和6年5月8日一部変更し実施する。(名称及び事務所・PTA 会費)
- 〃 令和7年5月14日一部変更し実施する。(PTA 会計細則・個人情報取扱細則)

会 計 細 則

第 1 条 慶弔及び交際費規定

1. 本会会員の死亡については、金5,000円を添えて弔問する。
2. 本校児童の死亡については、金5,000円を添えて弔問する。
3. 他団体の祝金に関しては、金3,000円をおくる。
4. 上記の既定の他特に必要のある場合は、その都度世話人会において審議する。

第 2 条 PTA 会費

この会の会費は年間、一家庭につき1,500円とし、その内訳は

- ・年間費1,100円
- ・印刷機等購入積立金200円
- ・周年記念行事積立金200円

とする。

個人情報取扱細則

第1条 指針

この会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。この会は要配慮個人情報を取り扱わない。

第2条 管理

個人情報は、この会の常任委員が適正に管理する。不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。また、この会における個人情報保護管理者は、この会の会長とする。

第3条 利用

この会では個人情報を次の目的のために利用する。なお、この会は、収集した個人情報を事前に定めた目的以外に利用しない。

1. PTA 会費徴収作業及び管理
2. この会の連絡事項の伝達
3. この会の会員名簿、世話人名簿の作成、世話人選出作業及び管理
4. 問い合わせや依頼等への対応

第4条 個人情報の取得

この会が取り扱う個人情報を収集するときはあらかじめその個人情報の利用目的を決め本人に明示の上、同意を得ることとする。

第5条 秘密保持義務

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条 情報開示等

この会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第7条 改定

本細則は、法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、この会の常任委員会で協議・検討し、改定することができる。本細則を改定した場合は、総会資料または通知など適切な方法により会員に周知するものとする。

調布市立杉森小学校 PTA

東京都調布市染地2丁目25-4

調布市立杉森小学校内

mail:sugimoripta@gmail.com